

公害のない安全な地域環境の保全

要望先：文部科学省・国土交通省・環境省
原子力規制庁・資源エネルギー庁

県担当課：環境政策課・大気環境課
水環境課・河川砂防課

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の汚染は改善傾向にあるが、県民の間に広まった不安感については十分に解消された状況とはなっていない。

また、本県の光化学オキシダントの濃度は上昇傾向にあり、光化学スモッグ注意報発令日数も全国上位であるほか、微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、県民の健康への影響が懸念されている。さらに、石綿が使用されている建築物の解体が多く見込まれており、大気中濃度の評価基準の設定などが課題となっている。

また、県内の河川水質は着実に改善されているが、一部の都市河川において高濃度のダイオキシン類による底質汚染が発生している。

こうした課題に対して、県民が安全な地域環境を享受できるよう、効果的な対策を早期に講じる必要がある。

1 放射性物質により汚染された廃棄物及び土壌等の処理の推進

環境省・原子力規制庁

放射性物質による汚染レベルが低い廃棄物について、円滑な処理が確保されるように国民に対して安全性などのきめ細かい周知を図るとともに、最終処分場が設置されている自治体の理解や協力を求めること。

放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除去土壌について、早急に処理基準を定めるとともに、除去土壌の保管又は処分する施設を国の責任において設置すること。また、除去土壌の再利用の基準を定めることにより、放射線量が基準を下回る土壌の再利用を促進すること。

放射性物質等に関する正確な情報をわかりやすく発信することで、国民の不安感の解消に努めること。

◆現状・課題

- ・ 県内の産業廃棄物の最終処分場はばいじんの処分ができないため、県外業者に依存している状況にある。しかし、放射性物質の濃度が8,000Bq/kg以下の汚染レベルの低い廃棄物（ばいじん等）について、地元の合意が得られないことから受入れを拒否する業者が存在している。
- ・ 汚染状況重点調査地域での除去土壌やホットスポットの除染によって発生した土壌について、除染を実施した施設（学校・公園等）内に仮保管している。再利用基準を定め除去土壌の再利用を促進することは仮保管の状態を速やかに解消する有効な方法である。
- ・ 国民の間には、未だに放射線や放射性物質についての不安感が残っている。県では、様々な測定結果や対策についてわかりやすく公表するとともに県民向けの講座などを行い不安感の解消に努めている。
- ・ しかし、身近な放射性物質の汚染から原子力発電所事故の検証、原子力発電所の再稼働、使用済核燃料等の処分など国民の理解が必要な問題が山積みされており、県では十分な情報発信ができない状況にある。

一般環境及び建築物等の石綿除去作業周辺における大気中の石綿濃度について、評価基準を設定すること。また、大気汚染防止法に規定する「特定建築材料」以外の石綿含有建材使用建築物の解体等作業について、湿潤化の実施や手作業による取り外し等の作業基準を設定すること。

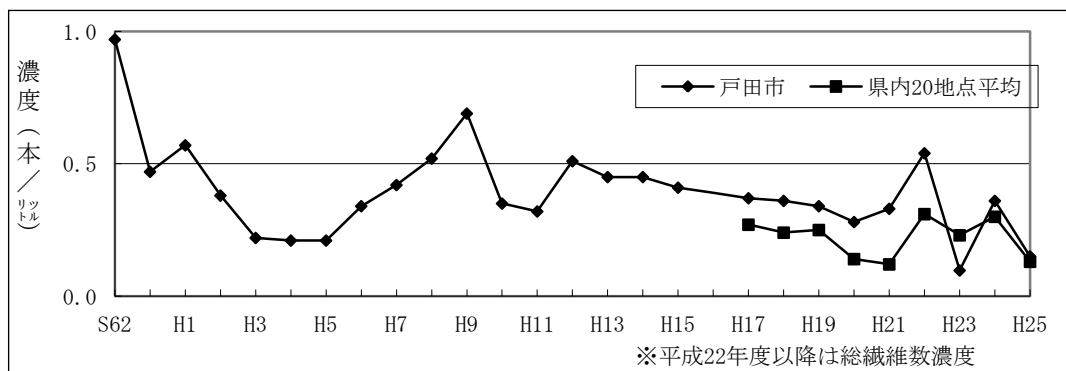
◆現状・課題

- 埼玉県では、現在、一般環境及び建築物等解体時の周辺環境について、大気中の石綿濃度を測定している。しかし、これらの評価基準が設定されていないため、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設（※1）に適用される敷地境界基準を参考に行っている状況である。
- また、大気汚染防止法に規定する「特定建築材料」（※2）以外の石綿含有建材使用建築物の解体等作業について、湿潤化の実施や手作業による取り外し等の作業基準が設定されていないため、事業者の協力ができない場合、指導ができない。

※1 特定粉じん発生施設：解綿用機械、紡織用機械、切断機等（石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式及び密閉式のものを除く。）

※2 「特定建築材料」：吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材

○一般環境中の石綿濃度の推移（埼玉県）



○特定粉じん排出等作業に係る届出数及び立入検査数（埼玉県全体）

年度	23	24	25
届出数	248	216	189
立入検査数	278	310	273

◆提案・要望の具体的内容

- 一般環境及び建築物等解体時の周辺環境に係る石綿濃度の評価基準を設定すること。
- 大気汚染防止法に規定する「特定建築材料」以外の石綿含有建材使用建築物の解体等作業について、湿潤化の実施や手作業による取り外し等の作業基準を設定すること。

○国の動向等

◇制度改正等の状況【環境省】

- 大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令が平成26年5月7日に公布され、同年6月1日から施行されたが、要望事項は反映されていない。
- 要望事項については、中央環境審議会大気・騒音振動部会石綿飛散防止専門委員会において引き続き検討することとされている。

資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

要望先：経済産業省・国土交通省・環境省

県担当課：産業廃棄物指導課・資源循環推進課・水道管理課・下水道管理課

循環型社会の構築にあたり、再生利用よりも優先されるべき廃棄物の発生抑制、再使用を促進する制度が不十分である。さらに、廃棄物の放置事例が多数発生しており、不法投棄を未然に防止する仕組みや、放置された廃棄物をよりスムーズに撤去できる仕組みを整えていく必要がある。

また、浄水場や下水処理場で排出される浄水場発生土や下水汚泥焼却灰も廃棄物であるが、これらには、福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が含まれているため、処分や再利用が進まない状況である。処分や再利用を進めるための実効性のある方策が急務となっている。

1 放射性物質を含む浄水場発生土、下水汚泥焼却灰の処分、再利用の推進

国土交通省・環境省

浄水場や下水処理場で排出される放射性物質を含む浄水場発生土や下水汚泥焼却灰について、放射性物質汚染対処特措法^(※1)、廃掃法^(※2)及び考え方^(※3)に沿った処分・再利用が現実的に進んでいない実態を踏まえ、国が主体となり管理型処分場を斡旋する等、処理が進められる方策をとること。また、住民の放射線に対する不安を取り除くよう、安全性を説明し、理解を得ること。

考え方に基づき、検出される放射性セシウムの濃度によっては、セメント等への再利用が可能となっているが、国民の安全性に対する懸念から従前どおりの再利用は困難な状況であるため、安全性について国民に広く周知を図ること。

さらに、放射性物質濃度を低減させる技術の開発の継続、新たな再利用方法の研究など浄水場発生土、下水汚泥焼却灰等の処分・再利用を進めるためのより実効性のある具体的な方策を早急に示すこと。

(※1) 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

(※2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(※3) 放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方

石綿含有廃棄物の再生砕石への混入を防止するため、解体工事現場における石綿含有廃棄物の分別排出を徹底させるよう、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び大気汚染防止法を改正すること。

◆現状・課題

- ・ 敷設された再生砕石中から、石綿含有廃棄物が発見される事例が発生している。
- ・ 混入の原因として、解体工事現場で石綿含有廃棄物が十分に分別されず、コンクリート塊の破碎施設に搬入される実態がある。
- ・ 破碎施設においても原料の受入れに当たり、十分な確認を行うことは当然であるが、根本的な対策として、解体段階での分別排出を徹底する必要がある。
- ・ 建設資材のリサイクルを今後も促進していくため、再生砕石の信頼性を確保することが急務である。

◆提案・要望の具体的内容

○建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の改正

- ・ 建築物の解体工事の届出について、80 平方メートル以上とする床面積の要件を見直し、届出対象となる工事の範囲の拡大を行うこと。
- ・ 解体工事の届出者に対し、対象建築物における石綿含有建材等の使用の確認及び確認結果の届出を義務づけること。
- ・ 解体工事において、石綿含有建材等に係る十分な知識を有する責任者の選任を義務づけること。

○大気汚染防止法の改正

- ・ 吹付け石綿等の飛散性の石綿を使用した建築物の解体工事については届出が義務付けられているが、非飛散性の石綿を使用した建築物の解体工事についても、届出を義務づけること。

○国の動向等

◇制度改正等の状況

要望に係る制度改正等の動きなし